

垣谷文書 七六一九〇

(兵庫縣城崎郡日高町知見 垣谷寛五郎氏所藏)

下 安田修理亮氏義
 可令早領知上總國一宮庄
 根郷内大當林太宰少貳入道高事
 右為勳功之賞所宛行也、者、早守
 先例可致沙汰之狀如件
 觀應三年六月八日

七六、足利尊氏袖判下文

(足利尊氏)
(御判)

下 安田修理亮氏義

可令早領知上總國一宮庄

根郷内大當林太宰少貳入道高事、

右、為勳功之賞所宛行也、者、早守

先例可致沙汰之狀如件、

觀應三年六月八日

〔足利尊氏〕
〔花押〕

下す 安田修理亮氏義^②

早く領知せしむべき、上総國一宮莊高根郷の内

大曾祢太宰少貳人の事、
道跡^③

右、勳功の賞として宛行^{あておこな}うところなり、(也)者^てれば、

早く先例を守り沙汰致すべきの状件の如し、

觀應三年六月八日

〔語注〕

①者(テヘレバ)(テヘレ)とよむ。

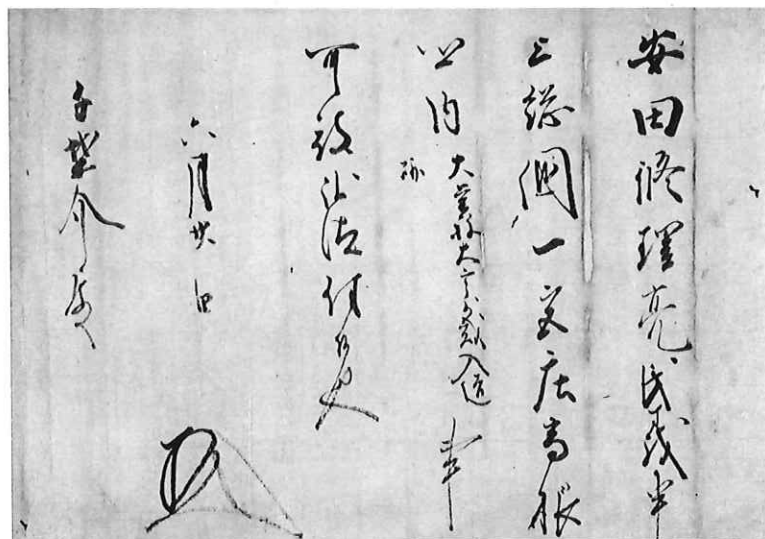
②安田修理亮氏義 (日高町史上巻三一六頁詳述)

③跡

關所地のことで、關所とは領主のいない所領のことである。

〔解説〕

この文書は、文字どおり安田修理亮氏義に勳功賞として上総國一宮莊高根郷内の大曾祢太宰少貳入道の跡を与えたものである。内容からいえば、恩賞充行状ともいうべきものである。跡とは關所地のことで、太宰少貳の反尊氏行動によってその身を追放し所領を没収して氏義に給与したものである。觀應三年(正平七年)閏二月 南党新田義興の軍が上野國から鎌倉に侵入せんとして武蔵國小手指原・入間河原に戦っている。関東争乱が鎮まるのは同年五月頃と思われる。觀應三年五月、上野國佐波郡御家人香林直秀軍忠状には、この月関東の戦功によって本領の当知行安堵を尊氏に求めその右袖に垣谷文書と同様の大型の証判(花押)を受けているからこの六月には諸將の論功行賞が行なわれたものと思われる。氏義は尊氏の旗下で関東の争乱に活躍したものであろう。



七七、足利尊氏御内書

安田修理亮氏義申、

上總國一宮庄高根

郷内 大曾祿大幸少貳入道事、

可被沙汰付候也、

(觀應三年)

六月廿日

(足利尊氏)

(花押)

千葉介殿

(氏屬)

安田修理亮氏義申す、

上総國一宮莊高根郷の内大會祢大宰少貳人道跡の
事、沙汰^{さた}し付け候なり、

(觀應三年)

六月二十日

(足利尊氏)
(花押)

②(氏胤)
千葉介殿

〔語注〕

①沙汰付(サタツツケ)

確実に命令を遵行することをいう。

②千葉介(チバノスケ)

千葉介貞胤の子。貞胤が觀應二年(一三五二)病没すると家督をつぐ。足利尊氏方にあった氏胤は、觀應擾乱の第一次分裂期には直義の側に走ったが、第二次分裂期の直義の北国行に際しては、京都に止り、尊氏

の陣中に加わっている。上総国守護の地位を歴任。

(佐藤進一氏著『室町幕府守護制度の研究』上下総の項)

〔解説〕

この文書は、足利尊氏が上総国守護千葉氏胤をして恩賞地の上総國一宮莊高根郷の内大會祢大宰少貳人道跡を安田氏義に遵行せしめた尊氏の御内書である。

御内書は室町幕府の將軍の出した直状形式の文書をいう。本文は書止めが「也」で切れ、御判御教書を一層簡略化したものである。「沙汰付」命令は、当時遵行と呼ばれ、幕府の命令をうけてこれを現地に執達することをいった。南北朝時代以降の守護の職権の一つであった。従ってこの文書は、同年六月に同地を恩賞として給与された安田氏義の訴えにもとづき、尊氏が改めて同国守護千葉氏胤に同地を氏義に交付せしめるべく遵行を命じたものであるといえる。

但州事、委細示給候之條
 悦入候、公方御沙汰蒐角候、
 于今延引候、但一兩日程可
 落居之由被仰出候、連々御
 音信返々悦存候、雖無何事候、
 細々可承候、每事期後信候、恐々
 謹言、
 延文元
 十二月廿日
 賴貞(今思)
(花押)
 安田法眼御房
 安田法眼御房

七八、今川賴貞書狀

但州事、委細示給候之條

悦入候、公方御沙汰蒐角候、

于今延引候、但一兩日程可

落居之由被仰出候、連々御

音信返々悦存候、雖無何事候、

細々可承候、每事期後信候、恐々

謹言、

延文元

十二月廿日

賴貞(今思)
(花押)

安田法眼御房

安田法眼御房

安田法眼御房

但州の事、委細示し給い候の條悦び入り候、公方の御沙汰^①菟角^②候、今に延引し候、但し一兩日の程に落居^③すべきの由仰せいだされ候、連々の御音信返すがえず悦び存じ候、何事なく候といえども、細々承るべく候、每事後信を期し候、恐々謹言、

延文元

十二月二十日

頼貞^(今世)
(花押)

安田法眼御房

〔語注〕

① 公方の御沙汰（タボウのオンサタ）

足利義詮を中心とした幕府の決定をいうか。

② 菟角（トカク）

トはあれ、カクあれの意。あれこれあって不確定なさまをいう。

③ 落居（ラッキヨ）

判定の決着。解決。裁判の決定。

〔解説〕

この文書は、前但馬守護今川頼貞が京都にあって、安田氏義から但馬の国情をきいて、但馬の処置について幕府の決定があれこれと延びのびになっているが、一兩日のうちには決着がついてはつきりした方針がうち出されるであろうと告げ、度々の音信に感謝すると共に、とりたてた事がなくとも以後も但馬の国情について詳細な通報を望んで返信した書状である。当時の但馬の動静は、正平七年（文和元）十一月、堀河左衛

門佐・原僧都・江田治部卿の「御合駢」による南朝勢力の一斉蜂起があり、北朝の今川頼貞も攻められ、但馬を追われて（正平七年十二月、一宮出石神社神主長尾長家軍忠状）《出石神社文書》以来、更に、旧足利直義党の山名時氏が伯耆・因幡を本拠に但馬への影響力を強め、また直義党の石堂頼房の手兵湯浅次郎左衛門尉が大屋荘に楯籠って活動（安積文書）し、南北両勢力の対立が続いていた。同延文元年（一三五六）十二月、伊達真信軍忠状（伊達文書）によれば、温泉城・宿南城・八代城・大坪城・五ヶ庄・水上山・桑佐城などに「御敵等」の拠点があり、真信はそれらを攻めて合戦の忠を励んでいる。とりわけ本町域では水上城に長左衛門尉道金がいたことが知られる。そして十一月二十九日には八代合戦が戦われている。このように当時の但馬は動乱状態にあり、幕府側の御家人であった安田氏義は、但馬を逃れて京都の義詮のもとにあった守護の頼貞にその国情を告げ来援を期待したものである。頼貞は幕府の処置が一兩日に決定すること

を報じている。

但馬守護今川頼貞を中心として、南北朝内乱が但馬においてどのように推移するのかについては、概説で詳しく述べているので参照されたい。



七九、今川頼貞書狀

〔^{紛之}〕事候て近日上洛仕

□ハ寸直引□可申口入候、

皆此人々知晋にて候（子力）細

者、又越前御向候者、當國遣候、定

可爲難儀候之間、御本意□國之

人數ニ申成候て可留申候、其段

御同心候者、悅入候、又御敵人

被下候、今度白狀ニ□候て委細を

注候へく候、可有御心得候、諸事

同意候間、止了、態自是可

申候、恐々謹言、

十月十八日 左衛門尉頼貞（花押）

謹上 安田法眼御房御返事、

すべく候、其段御同心候はば、悦び入り候」とあり、氏義が越前に発向することとなれば、代りの軍勢を但馬に派遣することになると述べ、但馬での攻略を懸念している。この翌年建武四年（延元二年）正月には南朝方の動きとして隙をついて頼貞不在の「但州国人属官軍、乞將於金崎城、左近中将義貞朝臣、男秋田城介源義宗遣之、入見開山城」（南朝編年 記略二）と、新田義貞の子義宗が越前の金ヶ崎城から但馬の見開山に入って但馬の国人層と共に南朝方勢力の挽回のため蜂起を続けている。この文書は、但馬における南朝方蜂起の直前の状況を伝えたものというべきである。「御敵人下られ候」とは新田義宗の但馬下向を予測せしめたものというべきであろうか。

このようにみてもこの文書は、建武三年十月前後に今川頼貞が安田氏義に対して、但馬の攻戦について留まるべく同意を求めた書状であると推定されよう。

やがて頼貞は再び但馬の南朝勢力一掃のために越前

から但馬に入部し、暦応二年には進美寺攻略に活躍し、貞和五年四月には但馬の守護に在職している（詳しくは概説参照）。

安田左近將監信義申、但馬國
 樂前南庄半分内參分壹
 事、任被仰下之旨、可被沙汰付下地
 於信義之狀如件、
 應安七年十二月廿一日
 沙弥(花押)
 國依九郎兵衛尉殿

八〇、室町幕府奉行人奉書

安田左近將監信義申、但馬國

樂前南庄半分内參分壹

事、任被仰下之旨、可被沙汰付下地

於信義之狀如件、

應安七年十二月廿一日

沙弥(花押)

國依九郎兵衛尉殿

安田左近將監信義申す、但馬國樂前南莊半分内三分の一事、仰せ下されるの旨にまかせて、下地を信義に沙汰し付けらるべきの状件の如し、

應安七年十二月二十一日 沙弥(花押)

國依九郎兵衛尉殿

〔語注〕

① 楽前南莊半分の内三分の一 (ササノクマミナミノシヨウハンブンのウチサンブンのイチ)

安田信義の本領は楽前南莊西方三分の一 (北分) の地頭職であった (後述)。

② 沙汰付 (サタツツケ)

確実に命令を遵行することをいう。遵行権は南北朝——室町時代の守護の基本権の一つであった。

③ 沙弥 (シャミ)

仏門に入り剃髪しながら依然俗事の職に携わるもの

を沙弥と号した。この沙弥は誰れか。花押の主は未詳である。

〔解説〕

この文書は、安田信義の訴えに対し、幕府は国依九郎兵衛尉をして信義の本領楽前南莊西方三分の一地頭職の地を沙汰し付けせしめたものである。



八一、山名時瀨書下案

但馬國樂前庄地頭職西方内

三分壹號北分事、於下地令直所務、

可致在京奉公之狀如件、

應永九年八月 日 (山名時瀨 御在判)

安田孫三郎殿 (續貞)

〔語注〕

①下地(シタジ) 土地そのものの所有権をいう。

②直の所務(ジキのシヨム)

直務ともいう。直接支配すること。

③在京奉公(サイキョウホウコウ)

但馬國樂前庄地頭職西方の内三分一 北分と號す の
事、下地^①において直の所務^②せしめ、在京奉公^③致す

べきの状件の如し、

應永九年八月 日

御在判^{(山名時熙)④}

安田孫三郎殿^(續貞)

「在京人トハ洛中警固武士也」(沙汰未練書)とある。

京都に上洛し、山名時熙の手兵として勤番したことをいう。

④山名時熙(ヤマナトキヒロ)

貞治六(永享七、常熙と号す。明徳乱後、但馬守護、のち侍所所司。応永の乱に大内義弘を討つて功あり。

〔解説〕

この文書は、但馬守護山名時熙が安田続貞に対して続貞の本領楽前荘地頭職以下を安堵し、その所領を直務せしめると共に京都勤番の奉公を命じたものである。

楽前荘は、既に鎌倉中期に下地中分が行なわれ、二十四町半余を均等に分割している。領家方を北荘とい、地頭方を南荘といった。南荘の内訳は総田数二十四町半余の内、流失二町三反・仏神田二町三反・人給四町五反(井料三反を加える)、それらを差引いた残りの十五町半三〇分が定田となっている(但馬太田文)。

さて、寛正三年(一四六二)七月、足利義政御判御教書によれば、「但馬国楽前北庄」は大納言佐房の「守護使不入地」とある(曇華院文書)から領家方として楽前北荘があつたことがわかる。従つてここで安田氏の有する地頭職とは楽前南荘(地頭方)にあたるであらう。

しかも楽前南荘地頭職には東・西があり、正式には楽前南荘西方地頭職となる。「さゝのくま東方国屋方」とあり、東方地頭職は国屋氏が領有していたものか。そして西方地頭職は、北分・知見分・井田分と三分一に分割されていたのであらう(明応四年十一月山名政豊判物案)。

〔語注〕

①かみのかや南方（カミノカヤミナミカタ）

上賀陽莊南方をいうか。但馬国太田文によれば、

上賀陽庄十七丁六反三百廿八分地頭二人

南方地頭小林三郎入道

北方地頭同三郎二郎眞重

とある。上賀陽莊は上賀陽郷の立荘化したものであり、南北に分轄されていたことがわかる。賀陽郷は、引野、土淵、賀陽、八社宮、伏、清冷寺の一带に広がっていた。

②念阿（ネンア） 未詳。

大 とのかき 代六百文

小 とのかき 代三百三十三文

應永二年三月廿日 念阿判

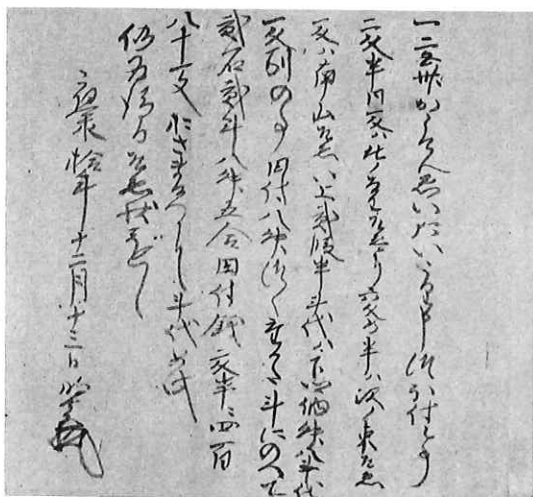
〔解説〕

この文書は、安田念阿の知行する上賀陽南方の名田畠の坪付注文である。田四段、畠六段小より構成されており、一筆毎に有坪が明記されている。特に畠年貢として段別一貫余の賦課額が知られる。

なお、一反〓三六〇歩

大 〓二四〇歩

小 〓一二〇歩



〔解説〕

明真の一宮三十公田の田地売却にともなう坪付注文である。売却対象である二反半の田地は、一反が北のなわぞい厩沿より六反目に、半反は沢の東沿、一反は南沿と有坪が明記され三筆からなっている。斗代は下郷納舁で

八三、田地賣却坪付注文

一宮卅かうてんをいたう里申津ほ付之事、
 二反半内一反ハ北ノなわそをより六反め、半ハ沢ノ東そを
 一反ハ南山そを、以上、貳段半、斗代ハ下郷納舁八斗代
 一反別の事、田付八舁津々、交かた斗にのへて
 貳石貳斗八舁五合、田付錢二反半ニ四百
 八十一文於さまるへく候、斗代如件
 仍爲後日そ多狀進候

應永拾年十二月十三日 明真(花押)

反別八斗代、但し田付の延びを入れて合計二石二斗八升五合、それに田付錢四百八十一文を付加した額の得分権が買主の手で取得されるわけである。坪付注文は売券に添えられるものであるが、問題の売券は今日伝存していないから誰れに売却されたものかは不明である。しかし、室町時代の但馬の耕地の形態や得分のあり方が知られて興味ある史料である。

讓与 安田孫三郎本領

但馬國樂前南庄西方地頭職并大井料田等

合是所地頭職者 同日置符中郷内 大井料田五段

右之所領者、自親左近將監入道相傳之地

也、而續貞無一子候間、千代王丸一子と申定候

上者、今度續貞打死仕候共、此重書共上讓

与永代任書置旨、奉公之御公事等、無

懈怠致其沙汰、以此狀旨可令全所領知

行者也、仍爲後證、讓狀如件、

孫三郎我等ニゆつり狀あんもん

去吉元年 續貞

八四、安田續貞讓狀案

讓与 安田孫三郎本領

但馬國樂前南庄西方地頭職并大井料田等

合壹所地頭職者 同日置符中郷内 大井料田五段

右之所領者、自親左近將監入道相傳之地

也、而續貞無一子候間、千代王丸一子と申定候

上者、今度續貞打死仕候共、此重書共上讓

与永代任書置旨、奉公之御公事等、無

懈怠致其沙汰、以此狀旨可令全所領知

行者也、仍爲後證、讓狀如件、

孫三郎我等ニゆつり狀あんもん

嘉吉元年 續貞

續貞

譲り與う 安田孫三郎本領

但馬國樂前南莊西方地頭職並びに大井料田等

合せて壹所地頭職者り、同日置府中郷内
大井料田五段

右の所領は、親左近將監入道（信義）より相傳の地也、而かるに續貞一子無く候間、千代王丸一子と申し定め候うえは、今度續貞打死仕り候とも、此の重書共に永代譲り與へ、書置きの旨に任せ、奉公の御公事等懈怠なくその沙汰を致し此の狀の旨を以って所領の知行を全うせしむべきもの也、仍って後證のため、讓狀件の如し、

孫三郎我等ニゆづり狀あんもん

（安田）
續貞

嘉吉元年酉辛六月 日

〔解説〕

所領などの財産等を讓渡する際、讓渡者が作成して被讓渡者に与える文書を讓狀（ユズリジョウ）といつた。この讓狀は安田統貞が実子がなかったために千代王丸を子と定め、彼に樂前南莊西方地頭職及び大井料

田等統貞の本領を譲り与えたものである。

ところでこの文書は讓渡者で統貞本人の署名の脇に花押が据えられてない案文である。そこには「孫三郎我等ニゆづり狀あんもん」との付記がみえるように、

この文書は被讓渡者である千代王丸の側で写された正文の写しである。この讓狀が作成された嘉吉元年（一四四一）六月といえは、（嘉吉二年）垣屋統成書狀案（八九号文書）によると森山城の合戦の事実を伝え、六月十四日に統貞が戦死しているから、この合戦に臨んで統貞は、「今度統貞打死仕り候とも、此重書共に永代譲り与える」と述べているからその決死の様子が知られる。統貞には実子が無く、戦死の場合には家名が断れる恐れがあった。そこで千代王丸を迎えて猶子とし、家名を継がせ本領以下を相続させる手續をとつたのである。讓狀は生前に処置する慣習があつたのである。さきの垣屋統成書狀案によつて安田統貞は六月十四日に戦死し、統貞の本領は千代王丸に相伝されたと思われる。

永代賣渡申、丹波國天田郡夜久郷上村之内

田之事

有坪ハ女城下、東ハ限川、西ハ限道ヲ、北
限井口ヲ、南ハ井ミソヲカキル也、

合壹段者、斗代壹石七斗代也、

右、彼田地者、雖爲質物、重代相傳之地、依

有用要代錢四貫文于永代竹内喜助仁

賣渡申處、實正也、於此下地諸公事有

如此定候處、萬一於子々孫々何かと違乱之輩

出來候者、任證文旨爲公方御沙汰罪

科可被処者也、仍爲後日永代

賣券之狀如件、

永祿十二年三月十四日

夜久監物亮

忠次(花押)

竹内喜助殿

八五、夜久忠次田地賣券

永代賣渡申、丹波國天田郡夜久郷上村之内

田地之事、

有坪ハ女城下、東ハ限川、西ハ限道ヲ、北
限井口ヲ、南ハ井ミソヲカキル也、

合壹段者、斗代壹石七斗代也、

右、彼田地者、雖爲質物、重代相傳之地、依

有用要代錢四貫文于永代竹内喜助仁

賣渡申處、實正也、於此下地諸公事有

如此定候處、萬一於子々孫々何かと違乱之輩

出來候者、任證文旨爲公方御沙汰罪

科可被処者也、仍爲後日永代

賣券之狀如件、

夜久監物亮

永祿十二年 己歲 三月十四日

忠次(花押)

竹内喜助殿

まいる

永代賣り渡し申す、丹波の國天田郡夜久郷上村の
内田地の事、

有坪^①へ女城下、東は川を限り、西は道を限り、
北は井口を限り、南は井みぞをかぎる也、

合せて一段てへり、斗代一石七斗代也、

右、彼の田地は、質物たるといえども、重代相傳
の地、用要あるによつて代錢四貫文永代に竹内喜
助に賣り渡し申す処、実正也、此下地おいては諸
公事^④有り、此の如く定め候処、万一子々孫々何か
と違亂の輩出來候はば、證文^⑤の旨にまかせて公方^⑥
の御沙汰として罪科に処せらるべきもの也、仍つ
て後日のため永代売券之狀件の如し、

永祿十二年 三の歳の 三月十四日 夜久監物

竹内喜助殿

まいる

忠次 (花押)

〔語注〕

①有坪 (アリップ)

田地一段の所在地をいう。以下の東西南北の区域を
四至^{よし}といつた。

②斗代 (トダイ) 段別の収益権。

③代錢 (ダイセン) 売却の代価。

④諸公事 (シヨクジ) 賦課される諸税。

⑤証文 (シヨウモン)

土地に関する権利の存在を証明する文書をいう。

⑥公方 (クボウ)

一般には天皇・將軍・守護をさす。公権のこと。

〔解説〕

この文書は、夜久忠次が丹波国天田郡夜久郷上村の
田地一段を竹内喜助に売渡したところの売券である。

売券は田地及び財産の売買に際して、売買契約の合
法性を確認し、その権利の移動を保証するために、売
主から買主に与えた証文である。売券は沽券^{こけん}・沽却状^{こきやくじょう}
ともよばれた。

夜久忠次は重代相伝のこの一段の田地を質物として
入質していたが、改めて四貫文の代価で竹内喜助に売

却し譲渡したものである。これによって買得したこの田地から竹内喜助は斗代一石七斗を取得する権利を得たものである。

夜久忠次は丹波天田郡夜久郷地頭の夜久氏の一族と



思われる（夜久文書）。竹内喜助と安田氏との関係を伝える関連文書はみられないのでどうして垣谷文書に収録されるに至ったかは未見である。

八六、山名致豊判物

但州美含郡内丹生村事、
爲給分相計候、知行不可有
相違候也、恐々謹言、

永正十三

五月十三日

致豊（山名）
致豊（花押）

安田源次郎殿

但州美含郡の内丹生村の事、
給分^①として相計らい候、知行相違あるべからず候
也、恐々謹言、

永正十三

五月十三日

(山名)
致豊(花押)

安田源次郎殿

〔語注〕

①給分(キユウブン) 恩給として分け与えること。

②知行(チギョウ) 占有し領有することをいう。

③山名致豊(ヤマナヲキトヨ)

山名致豊の三男。明応八年(一四九九)～天文五年(一五三六)の但馬の守護。永正九年(一五二二)国人層の離反で一時惣領職を弟誠豊に譲る。

〔解説〕

この文書は、但馬守護山名致豊が安田源次郎に対し、恩給として但馬国美含郡の内、丹生村を分け与えたものである。

永正九年(一五二二)以来、国人層の離反にともない但馬国は「錯乱」の状態となり、永正十四年(一五一七)には山名祐豊が但馬守護職を継承するに至っている(楞嚴寺文書)。

八七、山名政豐判物案

但馬國樂々前南庄北分・

同庄知見分・同井田分、并

段錢方切符貳拾貫文・

播州賀東郡内三草村

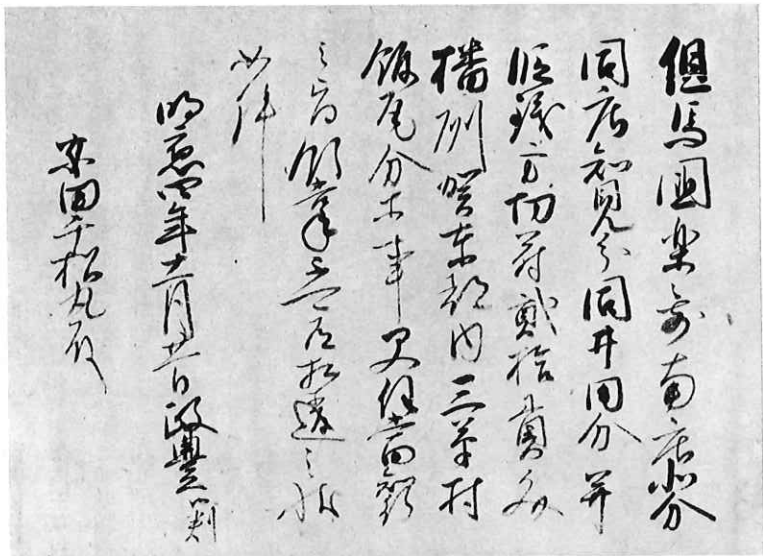
飯尾分等事、早任當知行

之旨、領掌不可有相違之狀

如件、

明應四年十一月廿一日 政豐判

安田千松丸殿



但馬國樂々前南庄北分
 同庄知見分・同井田分、并
 段錢方切符貳拾貫文・
 播州賀東郡内三草村
 飯尾分等事、早任當知行
 之旨、領掌不可有相違之狀
 如件、

明應四年十一月廿一日 政豐判

安田千松丸殿

但馬國樂々前南庄北分・同莊知見分・同井田分、
並びに段錢方切符^①貳拾貫文・播州賀東郡内三草村
飯尾分等事、早く當知行の旨にまかせて領掌^③相違
あるべからざるの狀件の如し、

明應四年十一月廿一日

^①〔山名政豊〕
政豊御判

安田千松丸殿

〔語注〕

①段錢方切符（タンセンガタキップ）

守護山名政豊によって毎年守護段錢二〇貫文を給分
として給与された。その受取に際して段錢奉行に差出
す切手をいう。

②当知行（トウチギョウ）

所領を實際に占有し所有していること。

③領掌（リョウショウ）

ききいれること。承諾すること。

④山名政豊

教豊の嫡子。但馬守護。応仁乱後、文明期によく但
馬を治めて、文明十一年（一四七九）〜同十三年（一
四八一）因幡・伯耆に出陣して内乱を鎮圧した。諡
（おくりな）を宗源院殿という。

〔解説〕

この文書は、但馬守護山名政豊によって安田千松丸
の樂々前南莊地頭職以下の所領を当知行安堵したもの
である。政豊の下に「御判」とあるようにこの文書は
正文ではなく案文であることがわかる。

毎年段錢切符請取候之文ハ何ノ内ニ在リキ

合明應三年

一、樂前南庄内 三町六段九十五歩内 安田千松丸

六段九十五歩久無田 北ノ分

残 三町 六貫文 二百とほりの反錢

一、樂前南庄内 二町四段六十三歩内 安田千松丸

七段明禪寺殿 知見分

残 一町七段六十三歩 三貫四百廿文 二百とほりの反錢

以上 九貫四百廿文知行分ニテひかへ有之也

後文五百七十七文

并 貳拾貫文 毎年給之

一、百とほりの反錢知行分よりさた候ハバ四貫七百十文
取候、明應三年分太田垣帶刀殿代安富伊賀方、
河越殿代小五郎方兩人の請取あり、
明應三年八月九日ニ志るし候也、

八八、段錢切符請取置文

毎年段錢切符請取候へんする時心へ遍（ニ）き事、

合明應三年

一、樂前南庄内 三町六段九十五歩内 安田千松丸

六段九十五歩久無田 北ノ分

残 三町 六貫文 二百とほりの反錢

一、樂前南庄内 二町四段六十三歩内 安田千松丸

七段明禪寺殿 知見分

残 一町七段六十三歩

三貫四百廿文 二百とほりの反錢

以上 九貫四百廿文知行分ニテひかへ有之也

拾貫五百七十七文

并 貳拾貫文 毎年給之

一、百とほりの反錢知行分よりさた候ハバ四貫七百十文
取候、明應三年分太田垣帶刀殿代安富伊賀方、
河越殿代小五郎方兩人の請取あり、
明應三年八月九日ニ志るし候也、

〔解説〕

この文書は、明応四年（一四九五）守護山名政豊によつて安田千松丸に当知行安堵された所領のうち、段銭給分二十貫文の切符の明細を記録した請取置文にあたる。

安田千松丸は楽前南荘西方地頭職を有していたが、その知行分の控除額の内訳をみよう。

楽前南荘内三町六段九十五歩のうち北分の六段九十五歩（久しく田無）を差引いた残の三町分の段別二百文の反銭六貫文と、同荘内二町四段六十三歩のうち知行分の明禪寺殿知行分七段を差引いた残りの一町七段六十三歩の三貫四百二十文、合計九貫四百二十文が「知行分ニテひかへ有之也」という。即ち、千松丸知行分よりの控除額である。段銭給分二十貫の内、残りの拾貫五百七十七文は楽前南荘東方、国屋知行分より「かかへ」（抱分のこと）として受取ることとなつていふというものである。この合せた二十貫文が明応四年

より毎年給与せられることになつたのである。

注記にみえる記事に従えば、安田千松丸知行分の控除額九貫四百二十文は、従来「百とほりの反銭」で四貫七百十文の地であり、明応三年分の反銭配符の折の代官、太田垣帯刀殿の代安富伊賀方と河越殿の代小五郎方の両人の段銭請取状があるというものである。

このように将来にわたつて遵守すべき事項を列挙し、子孫に伝える文書を置文といつた。

ともかく山名氏の領国経営において守護段銭を給分として宛行つており、山名氏の権力構造を分析する上での貴重な史料といえよう。

亡父源三郎續貞去年六月十四日
 於森山城討死、誠御忠節無
 比類候、仍先祖本領之地、并新給大
 濱庄領家半分等、但反錢諸公事、
 任當知行之旨、向後不可有相違候也、
 恐々謹言、
 十二月十七日
 續成御判在
 安田千松丸殿
 遣之候、

八九、垣屋續成書狀案

亡父源三郎續貞、去年六月十四日
 於森山城討死候、誠御忠節無
 比類候、仍先祖本領之地、并新給大
 濱庄領家半分等、但反錢諸公事、
 任當知行之旨、向後不可有相違候也、
 恐々謹言、

(嘉吉二年九)
 十二月十七日 續成御判在

安田千松丸殿
 遣之候、

亡父源三郎續貞、去年六月十四日森山城において討死候、誠に御忠節比類なく候、仍つて先祖本領の地、並びに新給大浜莊領家半分等、但し、反錢諸公事のこれを免す事、當知行の旨にまかせて、向後相違あるべからず候也、恐々謹言、

(嘉吉^{二年乙})
十二月十七日

續成御判在り

安田千松丸殿

遣し候、

只々御見申候
城へ夜討可引入造意之
輩在之處ニ以才覺立聞
車走之慮ニ以才覺立聞

〔解説〕

この文書は、安田千松丸に対し、亡父源三郎続貞の森山城合戦における戦死を衷心より悼むと共に、安田氏の本領地（栗前南莊西方地頭職・大井料田等）及び新給恩の大浜莊領家方半分（反錢・諸公事の免除）の当知行の安堵を報じた垣屋続成の書状である。さきの安田続貞の讓状案と関連して安田千松丸が本領を相続し、併せて続貞戦死の功により給地として大浜莊領家方半分を給与されている。森山城の合戦の実態については不明である。

九〇、陶晴賢書状

御狀委細拜見申候、仍當

城へ夜討可引入造意之

輩在之處ニ以才覺立聞

現形之間、則加成敗候、可御心

現形之則我後之人心
 為久也此等之儀
 誠恐之任事之儀
 則我後之人心
 善之之儀
 一、此等之儀
 九月廿六日
 晴賢
 播磨守殿
 御返報

安候、被入御心早速御懇之儀

祝着之至候、弥爰元無油斷

用心等申付候、此方以相々儀可

承候、不可有疎心候、旁以面謁

可申述候、恐々謹言、

九月廿六日

(陶之) 晴賢 (花押)

(垣屋光成之) 播磨守殿

御返報

御狀委細拜見申し候、仍って當城へ夜討引入るべき造意①あるの処に才覚②を以って立聞現形③の間、則ち成敗を加え候、御心安かるべく候、御心を入れ早速御懇おんこんどろの儀祝着の至に候、弥いよいよそこ元油斷無く用心等申付候、此方相々の儀を以って承るべく候、疎心⑤あるべからず候、旁かたがた面謁を以て申し述べべく候、恐々謹言、

九月二十六日

(陶方)晴賢(花押)

(垣屋光成之)播磨守殿

御返報

〔語注〕

①造意(ゾウイ) たくらみ。

②才覚(サイカク) 計画。計略の意。

③現形(ゲンギョウ)

あらわれる。露頭。発覚。罪科の露頭をいう。

④爰元(ソコモト) そなた。相手の側をいう。

⑤疎心(ソシン) 心ぬかりをいう。

〔解説〕

陶晴賢の播磨守宛ての返信の書状。年未詳であるが、「播磨守」を垣屋播磨守光成に比定すれば(垣屋氏系譜)戦国期の文書であることになる。文書の内容から推察すると、晴賢と播磨守は昵懇じっこんの間柄であり、親密な関係を持っている。晴賢側に敵方Ⅱ毛利方に内応する者があり、城に夜討を引入れる計略が露頭し、未然に防いだことを述べ、播磨守側でも用心などを申し付け、警戒あるべきことを申し入れている。播磨守が垣屋光成であると仮定すると、光成は河本文書に永祿三年(一五六〇)十一月二十四日付垣屋光成感状が伝えるように、永祿二年、播州の赤松則貞が但馬に進駐し、水生城下の善野寺野に戦鬪があり、また、この後、豊岡の鶴城に拠る田結庄氏との宿命の対立が続いている。毛利氏の中国地方における動静と共に田結庄是義の動静に対する警戒を伝えたものか知れない。